

● 燃えるごみの日    ▲ 資源ごみの日    ■ 燃えないごみの日    ◆ 粗大ごみの戸別収集日  
 ○ 燃えるごみの特別収集及び受入日    ◇ 休日のごみ受入日    ○ 村内統一クリーンアップ作戦の日  
※施設の受入時間(クリーンセンター・リサイクルプラザ)  
 平日 午前9時から12時・午後1時から4時まで  
 土曜日(毎週) 午前9時から12時まで(祝日は除く)  
 年末ごみの受入日(12月29日「木」・30日「金」終日)  
 ✕ 年末年始の休み

### 平成23年 (2011)

<b>4</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>5</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>6</b>	日 月 火 水 木 金 土
③ 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	5 6 7 8 9 10 11	12 13 14 15 16 17 18
17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	19 20 21 22 23 24 25	26 27 28 29 30
<b>7</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>8</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>9</b>	日 月 火 水 木 金 土
3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	⑦ 8 9 10 11 12 13	14 15 16 17 18 19 20	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17
17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30	21 22 23 24 25 26 27	28 29 30 31	18 19 20 21 22 23 24	25 26 27 28 29 30
<b>10</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>11</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>12</b>	日 月 火 水 木 金 土
② 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15	6 7 8 9 10 11 12	13 14 15 16 17 18 19	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17
16 17 18 19 20 21 22	23 24 25 26 27 28 29	20 21 22 23 24 25 26	27 28 29 30	18 19 20 21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 ✕

### 平成24年 (2012)

<b>1</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>2</b>	日 月 火 水 木 金 土	<b>3</b>	日 月 火 水 木 金 土
✕ 1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11	12 13 14 15 16 17 18	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17
15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25	26 27 28 29	18 19 20 21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31

● 燃えるごみの日	■ 燃えないごみの日	▲ 資源ごみの日	◆ 粗大ごみの戸別収集日 (指定袋に入らないごみ)
<ul style="list-style-type: none"> <li>台所の生ごみ・紙くず・木くず・草(要乾燥)・貝殻・その他の燃えるごみ (赤の指定袋)</li> <li>新聞・雑誌・ダンボール・飲料用(牛乳、ジュース)の紙パック</li> <li>紙製容器包装 商品の容器及び包装に使われた紙製のものを、次にあげるもの ◆お菓子・靴・食品などの紙箱類 ◆デパート・土産品などの包装紙類 ◆その他の紙製容器包装</li> </ul> <p>※新聞・雑誌・紙パック及び紙製容器包装は、30cm程度の厚さにし、十字にしぼって下さい。なお、紙製容器包装で小さな物は、収集の際飛散しないように紙袋などに入れ十字にしぼって下さい。          ※ダンボールは1m以内にたたんで、10cm程度の厚さにし、十字にしぼって下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陶器(せともの)・コップ・ガラス電球・傘・針・刃物・その他の燃えないごみ (黒の指定袋)</li> <li>電池は専用袋にとりまとめ、不燃ごみの中に入れて出してください。</li> </ul> <p>※スプレー缶・卓上ガスボンベは、爆発等防止のため、中身を使い切ってから、必ず穴をあけ、つぶして出して下さい。          ※蛍光管・電球などは、危険防止のため、割らずに出してください。          ※割れたガラス・針・刃物は、缶などに入れ、他のごみとは区別し、「ケン」と表示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>かん類・金属類 ◆ドリンク類・酒類などのスチール缶・アルミ缶 ◆アルミ・銅・ステンレスを含む金属類 (青の指定袋)</li> <li>びん類 ◆ドリンク類・酒類(ワンカップの容器も含む)・調味料類 コーヒーなどの空きびん キャップは、はずして不燃ごみの袋へ入れてください。(緑の指定袋)</li> <li>ペットボトル ◆ドリンク類・酒類・醤油のペットボトルで、右の表示マークがついているもの (だいたいの指定袋) ※マークの数字1以外の2~7までは、プラスチック類に出してください。</li> <li>プラスチック類 商品の容器と包装に使われたプラスチック製のものを、右の表示マークがついているもの ◆ポリ袋・ラップ類・トレイ・バック類・カップ類・ボトル類、プラスチック製のキャップ類など (紫の指定袋) ※汚れのあるチューブ類は、燃えるごみとして出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性粗大ごみ 木製机・木製ベッド・タンス・畳・じゅうたん・カーペット・その他これらの類似品</li> <li>不燃性粗大ごみ 自転車・扇風機・石油ストーブ、タイヤ、その他これらの類似品</li> <li>廃家電品(テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)は、小売店に引渡してください。なお、小売店が引取義務のないものは、組合が受入れいたします。          ※パソコンはメーカーに引渡してください。          ※戸別収集の申込みは、1週間前までに、住民生活課の窓口で申込んでください。</li> </ul>